

亀山市告示第 15 号

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 27 年 2 月 10 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱（平成 21 年亀山市告示第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の表第 4 条第 1 号及び第 3 号に該当する事業の項区分の欄中「該当する事業」の次に「（合意形成活動を行うものに限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第 4 条第 1 号及び第 3 号に該当する事業（合意形成活動を行うものを除く。）	県補助金の補助対象経費の額から県補助金の額を控除して得た額の 100 分の 40 に相当する額
---	---

第 6 条の表に備考として次のように加える。

備考 合意形成活動とは、森林所有者への説明会開催等、森林所有者の合意を得るために必要な活動をいう。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金の交付から適用する。